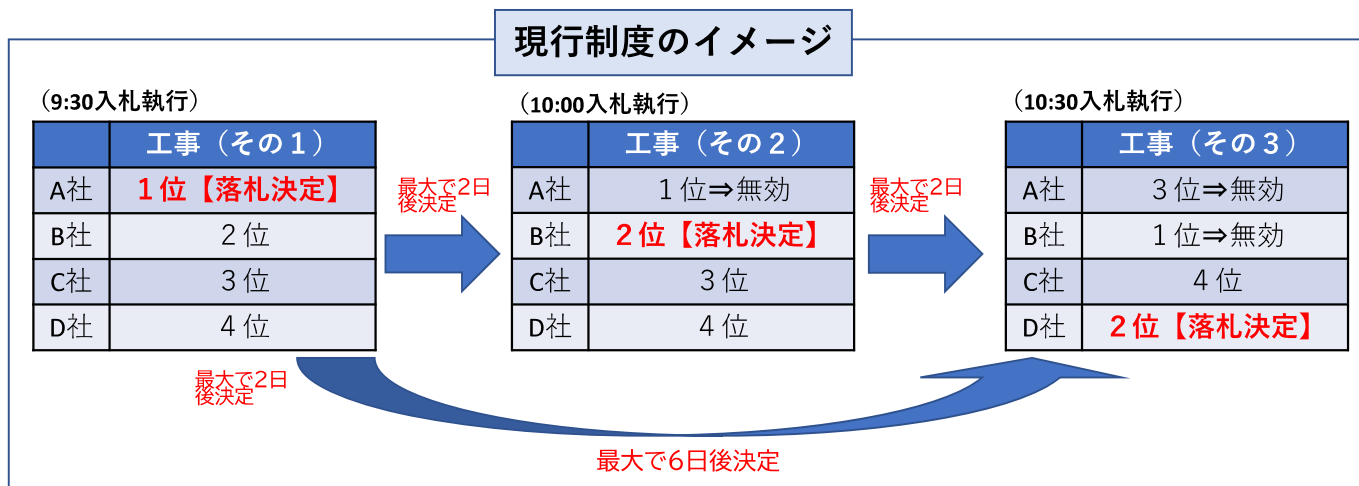


同日落札制限の運用見直しについて

1. 弘前市の同日落札制限(事後審査型一般競争入札の場合)

- ・同日に開札する同一工種の入札で、先に開札する入札で**落札者となった者**は以降の入札の落札者になれない。
- ・2番目以降の入札で**落札候補者**となった者の資格審査は、**先に入札を行った工事の落札決定後に行う**ため、2番目以降の入札は落札決定まで数日かかる。



同日落札制限の運用見直しについて

2. 見直し内容

- ・同日に開札する同一工種の入札で**落札候補者となった者**は**その日に行う他の入札を無効(※)**とする。
- ・開札時点で落札候補者が決定するため**開札後速やかに資格審査を行うことが可能**となる。

※現行では、開札後の資格審査で1位の者に資格が無かった場合、2位の者が落札候補者となる(下表の場合、その2の落札候補者であるB社はその1の落札候補者となる)が、見直し後は当日いずれかの入札で落札候補者となった者は、前後の入札で落札候補者とはならない。

見直しをした場合のイメージ

	(9:30入札執行)	(10:00入札執行)	(10:30入札執行)
	工事 (その1)	工事 (その2)	工事 (その3)
A社	1位【落札候補者】	1位⇒無効	3位⇒無効
B社	2位⇒無効	2位【落札候補者】	1位⇒無効
C社	3位	3位	4位
D社	4位⇒無効	4位⇒無効	2位【落札候補者】

入札当日に落札候補者決定

【メリット】

- ・開札後速やかに落札候補者決定可能。

【デメリット】

現行制度では資格審査で資格が無かった場合でも、その日に行う他の入札の落札候補者となる可能性は残されているが、運用見直し後は他の入札で落札候補者となる可能性は無くなる。